

## ◇札幌市における軽自動車税の減免の対象となる車両の構造

### (a) 車椅子乗降仕様

障がい者が車椅子に乗ったままで、備え付けの昇降装置(スロープ)を



用いて車両に乗り、当該車椅子をそのまま固定する装置を有する車両

### (b) シートリフト仕様

車両の座席への乗降が容易となるように座席が回転及び昇降する装置を



有するもの

### (c) 車椅子収納装置仕様

車椅子の収納((a)のように車椅子ごと乗車するものではない)を容易に行うためのアーム及びワイヤー等が装着されているもので、上記(a)又は(b)についても装備されているもの



## ※対象とならない構造

### (d) 車椅子乗降仕様(固定装置なし)

上記(a)とは異なり、車椅子の昇降装置(スロープ)のみ搭載のもの。

### (e) 回転スライドシート仕様(リフト機能なし)

上記(b)とは異なり、車両の座席が回転(スライド)するだけのもの。